

岐阜県公報

第 四 百 七 十 四 号
令 和 六 年 三 月 八 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則

(森 林 保 全 課)

八二^{ページ}

岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則

(同)

八二

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地 域 福 祉 課)

八二

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(同)

八三

指定医療機関の廃止の届出

(同)

八三

指定訪問看護事業者等の廃止の届出

(同)

八三

指定訪問看護事業者等の所在地等の変更の届出

(同)

八四

医療機関の指定辞退

(同)

八四

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同)

八四

指定介護機関の廃止の届出

(同)

八五

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同)

八六

医療扶助又は医療支援給付のための施設担当機関の指定

(同)

八六

道路の区域変更

(道 路 維 持 課)

八六

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課)

八七

土砂災害警戒区域の指定解除

(同)

八七

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同)

八七

土砂災害警戒区域の指定

(同)

八八

土砂災害特別警戒区域の指定

(同)

八八

公 示

岐阜県売春防止対策本部設置要綱の廃止

(子 ども 家 庭 課)

八八

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

(農 地 整 備 課)

八八

県営土地改良事業の変更計画の決定

(同)

八九

落札者等に関する公示

(会 計 課)

八九

規 則

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県林業経営資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業経営資金貸付規則（昭和四十一年岐阜県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第四号様式及び別記第六号様式から別記第八号様式までの規定中「^①」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県白山林道整備事業資金貸付規則（昭和五十年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第十条第一項」を「前条第一項」に改める。

別記第一号様式、別記第三号様式から別記第五号様式まで及び別記第七号様式中「^②」を削る。

別記第八号様式及び別記第九号様式中「^③」を削る。

別記第十号様式中「^④」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
古田 齒科 医院	美濃市儀町二一一五	令和 五・二二・一九
可児さとう内科	可児市土田五二六〇番地三	令和 六・一・一
新可児クリニク	可児市下恵土五五〇〇番地	同
ささき 齒科	瑞浪市土岐町五二の二	同
竹中カズミ薬局	揖斐郡池田町池野四三九	同
くのう 齒科 医院	羽島郡笠松町上本町三〇番	令和 六・一・四
いけやまクリニク	可児市下恵土字宮前五六三七番一	令和 六・二・一
もとす 北方 眼科	本巣郡北方町東加茂三丁目一五番	同

キッズクリニックあり
 可児市中恵土二三五九の六三四 同
 馬瀬フォレスト訪問歯
 科 下呂市馬瀬名丸字上之段二七番一 同
 スギ薬局 大垣市民病
 院前店 大垣市禾森町五丁目一七二番地 同
 V・drug 可児下
 恵土薬局 可児市下恵土字宮前五六三七の二 同

岐阜県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人 敬生 会	岐阜市妻木町一六五八番地	訪問看護ステーション高井	岐阜市妻木町一六五七番地	令和 五・九・一

岐阜県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止し

た旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中 矢 医 院	高山市下岡本町一六七六の四	令和 五・一・一
古 田 齒 科 医 院	美濃市儀町二一一五	令和 五・二・一八
新可児クリニック	可児市下恵土五五〇〇	令和 五・二・三
可児さとう内科	可児市土田五二六〇番地三	同
佐々木歯科医院	瑞浪市土岐町五二の一	同
柴田 齒 科 医 院	関市桜ヶ丘一の二の一五	同
竹中カズミ薬局	揖斐郡池田町池野四三九	同
くのう歯科医院	羽島郡笠松町上本町三〇	令和 六・一・三

岐阜県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地

至善株式会社 土岐市妻木町一六 五八番地

訪問看護ステーション等の名称 ショーン高井

訪問看護ステーション等の所在地 土岐市妻木町一六 五七番地

令和 六・二・一

岐阜県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地

訪問看護ステーション等の名称 ショーン等の名称

訪問看護ステーション等の所在地

変更年月日

株式会社リアン

新 恵那市長島町 永田五一九番 地二

旧 恵那市長島町 中野一九の四

訪問看護ステーション

恵那市長島町中野 八の四 篠原歯科

令和 六・二・一

岐阜県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

社会福祉法人 浩仁会

揖斐郡大野町南方石ノ上三五番地一

地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型特別養護老人ホーム桜坂

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 在 地 指定 辞退年月日

いわた 歯科医院 各務原市那加土山町二の二三六 令和 六・二・一

岐阜県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業所等の所 在 地

指 定 年 月 日

揖斐郡大野町野四七九番地一

令和 六・二・一

有限会社百々
羽島郡岐南町上印食二丁目三二

認知症対応型共同生活介護

グループホーム百々

羽島郡岐南町上印食二丁目三二

令和六・二・一

同

認知症対応型共同生活介護

同

同

同

有限会社百々
羽島郡岐南町上印食二丁目三二

認知症対応型共同生活介護

グループホーム百々各務原

各務原市那加桐野町七丁目四四番一

令和六・二・一

同

介護予防認知症対応型共同生活介護

同

同

同

岐阜県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社 トーカイ薬局
愛知県春日井市中央台七九二

居宅療養管理指導

トーカイ薬局 中津手賀野

中津川市手賀野三九九五

令和六・一・三一

同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

株式会社 トーカイ薬局
愛知県春日井市中央台七九二

居宅療養管理指導

トーカイ薬局 瑞浪一色店

瑞浪市一色町一丁目五土屋ビル一F

令和六・一・三一

同

介護予防居宅療養管理指導

同

同

同

岐阜県告示第百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

岐阜県知事 古田 肇

合同会社 花水木

旧 岐阜市下奈良三丁目三番五号
新 岐阜市六条大溝三丁目五番九

訪問介護

旧 訪問介護ステーション アイサポート笠松
新 訪問介護リライブ笠松

羽島郡笠松町長池字松ケ枝四九九番地一

令和 六・一・一六

岐阜県告示第百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

氏名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所
大波多 謙秀 山王接骨院 関市北福野町二二三二〇
令和 年 月 日
五・八・一

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

伊藤 寿 恭 さくら鍼灸治療院 土岐市妻木町三二四七 二四四 令和 五・三・三
矢嶋 誠 優 治療院・訪問マツ サージ にこ 可児市川合一八九三 コンフォート川合三〇七号室 令和 六・二・二

岐阜県告示第百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和六年三月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道 笠下中屋線 松線		各務原市下中屋町字守木 官公有無番地先(四六六 番二)から	前 八・九 二・四	一九六二
同市同 官公有無番地先(四〇三 番二)まで	町字同	後 九一 二・三	一九六二	

岐阜県告示第百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

新田2	次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ 線及び標柱一号と標柱六号を昭和四十五年岐阜県告示第百二十九 号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域 (次の図に示すとおりとする。)
中津川市付知町	字竜野 四九二〇番 一号から三号まで 四九二三番三 四号 四九三七番三 五号 四九三六番一 六号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務
所及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項
の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次結んだ 線及び標柱一号と標柱十号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の 図に示すとおりとする。)	美濃市大字横越
字戸尻 一五九番四 一号	
字辻後 二二〇番一 二号から六号まで	
二二六番一 七号	
二二一番二 八号	
二二三番一 九号	
二二〇番三 十号	

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務
所及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百六号

土砂災害警戒区域の指定(平成二十五年岐阜県告示第百八十七号)のうち次の区域の
指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法
律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項の規定によ
り告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
下野	飛騨市古川町下野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務
所及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律
第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十五年

岐阜県告示第百八十八号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

下野	飛驒市古川町下野	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		次の図のとおり	急傾斜地の崩壊		

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

下野	飛驒市古川町下野	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		次の図のとおり	急傾斜地の崩壊		

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

下野	飛驒市古川町下野	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
		次の図のとおり	急傾斜地の崩壊		

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

岐阜県売春防止対策本部設置要綱の廃止

岐阜県売春防止対策本部設置要綱(昭和三十二年十月十一日公示)は、廃止する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
東 洞 池 地 区	可 児 市 役 所	同 令 和 六 三 八 四 八 八 まで

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
新 池 地 区	可 児 市 役 所	同 令 和 六 三 八 四 八 八 まで

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

三ツ池中池地区	可 児 市 役 所	同 令 和 六 三 八 四 八 八 まで
---------	-----------	----------------------

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
北 吉 城 地 区	飛 驒 市 役 所	同 令 和 六 三 八 四 八 八 まで

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年三月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する都市ガス 予定数量448,556㎡（低圧及び中間圧）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年11月14日
- 4 落札者を決定した日 令和5年12月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東新町1番地 中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 社長執行役員 大谷 真哉
- 6 落札金額 43,628,734円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県警署に属する公札

岐阜県の物品購入又は特定役務の提供手続の契約を定める規程（平成十七年岐阜県規程第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県警署について公札する。

令和六年三月八日

岐阜県警署 古田 謙

1 特定役務の名称及び数量 警察活動統合型GISの構築及び保守管理業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和5年12月8日

4 落札者を決定した日 令和6年1月19日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目5番13号

株式会社インフォテイクス名古屋営業所

所長 山田 恭嗣

6 落札金額 286,000,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和六年三月八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目1番1号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社